

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 認定こども園等における新型コロナウイルスへの対応に関する通知・事務連絡等について（内閣府） 1
- ◆ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月7日現在）（厚生労働省） 2
- ◆ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（令和2年3月5日現在）（厚生労働省） 3
- ◆ 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について（厚生労働省） 4

◆認定こども園等における新型コロナウイルスへの対応に関する通知・事務連絡等について（内閣府）

内閣府は、認定こども園等における新型コロナウイルスへの対応に関する通知・事務連絡等を内閣府ホームページに公表しました。

内閣府ホームページ『新型コロナウイルス対応に関する通知・事務連絡等』

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou_coronavirus.html

【掲載されている項目（令和2年3月8日10時時点）】※内容は随時更新されています。

○認定こども園・幼稚園・保育所等の利用者負担等について、幼児教育・保育の無償化について
・「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて（令和2年3月4日）

- ・新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて（令和2年2月27日）

○認定こども園

- ・新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての認定こども園の対応について（令和2年2月28日）
- ・認定こども園における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月28日）
- ・認定こども園の卒園式・入園式等の開催に関する考え方について（令和2年2月27日）
- ・認定こども園における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月26日）
- ・認定こども園における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（令和2年2月25日）
- ・認定こども園における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月19日）
- ・認定こども園における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月14日）
- ・認定こども園における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月3日）

○企業主導型保育事業

- ・児童育成協会のホームページをご参照 <https://www.kigyounaihoiku.jp/>

○企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

- ・新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の取扱い等について（令和2年3月5日）
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関連した企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業（通常分）の特例措置について（令和2年2月28日）
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関連した企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業の取扱いについて（令和2年2月28日）

○地域子ども・子育て支援事業

- ・新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業等に関連しての子育て援助活動支援事業に対する財政措置について（令和2年3月3日）
- ・新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業に対する財政措置について（令和2年3月1日）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども・子育て支援交付金の取扱いについて（令和2年2月27日）

◆保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月7日現在）（厚生労働省）

令和2年3月7日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の保育担当部局等に対し、事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」が発出されま

した。

これは、令和2年2月13日付で発出された事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」（本ニュースNo.19-26にて既報）の続報となるものです。3月7日午前0時から、大韓民国慶尚北道の一部地域、イラン・イスラム共和国の一部地域に滞在歴がある外国人についても上陸拒否の対象となったことを踏まえ、新たな内容が加えられました。

詳細は下記ホームページの「20」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（令和2年3月5日現在） （厚生労働省）

令和2年3月5日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市保育担当部局宛てに、事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（令和2年3月5日現在）」が発出されました。

この事務連絡は、問い合わせが多かった項目について取りまとめられたものです。

（全国保育協議会事務局抜粋）

新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関するQ&A

（保育所の開園関係）

問1 学校は一斉休校するのに、なぜ保育所等はしないのか。

- 保育所等については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みがないなど学校とは異なるものであることから、原則として引き続き開所いただくこととしております。

ただし、保育所等においても、感染の予防に最大限配慮することが必要であり、①保育所等の園児や職員が罹患した場合や、地域で感染が拡大している場合には、市区町村の判断の下、臨時休園が行われうるとともに、②開園する場合にも、手洗いなどの感染拡大防止の措置を講じたり、卒園式の規模を縮小・短縮して行ったりするなど、感染の予防に努めるよう通知しているところです。

（中略）

問3 子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。

- 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるよう要請することとしています。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目安と

しております。

(保育士が不足した場合の対応)

問 4 小学校の休校により、その保護者である保育士等が休まざるをえない状況になった場合に、どのような対応が考えられるか。

- 新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合は、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて(令和2年2月25日付事務連絡)」に基づき、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員基準を柔軟に取扱いいただくよう、お願いをしているところです。
- ただし、人員基準を長期間にわたり満たさないということは、働いている保育士等の負担が増えることや、保育の質に問題が生じることも考えられるため、例えば、休んでいる保育士等が、放課後児童クラブや、その他のサービスを受けることが出来ないか調整したり(※)、同一の法人や他の法人から一時的な補充を行う等、可能な限りの取組を御願いたします。
- その上で、小学校の休校のため保育士等が不足し、やむを得ない場合に、市区町村と相談の上、例えば小学生の子の休校のために仕事を休んで家にいる保護者に、園児の登園を控えるようお願いすることは考えられます。この場合にも、保育所等は保育が必要な乳幼児に対して保育を提供するという重要な役割を担っていることに鑑み、保育が必要な者に保育が提供されないということがないように、市区町村において十分ご検討いただきたいと考えています。

(※)「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について(令和2年3月4日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知)」において、放課後児童クラブにおいて利用ニーズが高まる場合には、特に優先利用の対象として、保護者が保育士の場合などが挙げられているところです。

(以下、略)

詳細は、下記ホームページの「19」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について(厚生労働省)

令和2年3月4日、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長は、各都道府県・指定都市・

中核市放課後児童健全育成事業担当課長宛てに、通知「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について」（子子発 0304 第 1 号、令和 2 年 3 月 4 日）を发出しました。

この通知は、今般の小学校等の臨時休業に伴い、従来の放課後児童クラブの利用児童数よりニーズが高まることや新型コロナウイルス感染症対応のため医療体制を維持する必要があること等により、これまで以上に優先的な利用が求められる場合について示されたものです。

(全国保育協議会事務局抜粋)

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての 放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について

(略)

今般の情勢に鑑み、放課後児童クラブにおいて利用ニーズが高まる場合には、特に優先利用の対象として、

- ・保護者が医療・介護職や保育士などの社会的要請が強い職業等に就いている場合
 - ・低学年の児童など、発達程度の観点から配慮が必要と考えられる児童
- なども考えられること。

(別添)

「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」(平成 28 年 9 月 20 日付け雇児総発 0920 第 2 号) (抄)

(略)

詳細は下記ホームページの「18」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html